

平成22年度 第4回越谷市障害者施策推進協議会会議録

1. 日 時：平成23年2月3日(木) 13:00～15:25
2. 場 所：本庁舎5階第1委員会室
3. 出席者等：
 - (1) 出席委員：朝日委員、星野委員、松田(繁)委員、深代委員、卜部委員、平野委員、小柳委員、松田(和)委員、山崎委員、宮下委員、山口委員、吉田委員、樋口委員（以上13名）
 - (2) 欠席委員：島田委員、井ヶ田委員、加々美委員、佐藤委員、新美委員、高野委員、田口委員（以上7名）
 - (3) 事務局：瀧田健康福祉部副部長兼障害福祉課長、新木田児童福祉課長、高橋障害福祉課主幹、濱野障害福祉課副主幹兼障害福祉推進係長、藤城自立支援担当主査、山元自立支援担当主査、鈴木自立支援担当主査、関根子育て支援担当主査、小西障害福祉推進係主任、土屋障害福祉推進係主事
4. 傍 聴 者：3名
5. 次 第
 1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 議事 4. その他 5. 閉会

《3. 議事》

(1) 協議事項

- ① (仮称)越谷市障がい者計画 素案について

6. 会議資料

- ・ 会議次第
- ・ (仮称)越谷市障がい者計画(平成23～27年度) 素案
- ・ 第I編「計画の基本的な考え方」、第II編「施策 第3章 教育・育成の充実」までの主な変更箇所

1. 開会

司 会：ただ今より平成22年度の第4回越谷市障がい者施策推進協議会を開会させていただきます。

事務局：皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、越谷市障がい者施策推進協議会にご出席を賜りましてありがとうございます。前回の会議から引き続きとなりますが、本日も「(仮称)越谷市障がい者計画」の素案についてのご意見をいただきたいと思います。これまで非常にタイ

トなスケジュールの中で皆さまからのご意見をいただく形となりまして、大変ご迷惑をお掛けしております。本来であれば、皆さまからすべてのご意見をいただきまして、その中で反映できる意見についてはすべて反映した素案をご確認をいただき、その上でパブリックコメントを実施するのが最良の方法であると存じますが、この度そのような形が取れなくなったことにつきましては誠に申し訳なく存じております。パブリックコメントにつきましては、広く市民の方に公開してご意見をいただくという手続きですが、30日以上の期間を取らなければならないというルールになっております。誠に恐縮ではございますが、2月10日から3月11日までの実施ということで、広報の2月1日号、市のホームページに掲載させていただいております。本日も含めまして、これまでに委員の皆さまからいただきましたご意見につきましては、反映できるものにつきましては反映し、素案としてパブリックコメントを実施したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。また国におきましては、障がい者施策に関連する法の改正や今後平成25年8月までに実施することが決定しております仮称障害者総合福祉法の制定など、大変な制度改正が予想されております。このように大幅な制度改正があった場合につきましては、計画素案にも明記しておりますが、計画期間内におきましても、これらの改正に対応するため必要に応じて計画の見直しを図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。本日は限られた時間ではございますが、皆さまからのいっそうのお力添えを賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

司 会：次に、本日ご欠席の委員の方のご報告をさせていただきます。島田秀雄委員、井ヶ田輝美委員、加々美行男委員、佐藤博委員、新美由美子委員、高野淑恵委員、田口昌代委員より、ご都合によりご欠席の旨ご連絡をいただいておりますので報告させていただきます。それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

会 長：1月の終わりに第3回があり、今日が第4回ということで、期間も短く皆さま方には大変きつい思いをさせてしまって申し訳ないのですが、先ほど話もありましたように、ここできっちりと議論してそれをパブリックコメントにかけて、また広く市民の皆さまからご意見ちょうだいするという段取りでございますので、今日も限られた時間ではありますが、忌憚のないご意見とその交換をお願いしたいと思います。そ

れでは、これからしばらくの間、議長を務めさせていただきたいと思
います。今日も、傍聴の皆さまご参加ありがとうございます。傍聴要
領に従いまして、傍聴のほどよろしく申し上げます。議事に入る前に、
この協議会で配布していただきたいということで、委員さんから資料
をお預かりしております。前回までも皆さま方にお諮りしてまいりま
したが、今回についてもこの場で委員の皆さま及び傍聴の皆さまへ配
布してよろしいでしょうか。では異議なしということで了解を得まし
たので、事務局から配布をさせていただきたいと思えます。では、こ
れについてはまたご提案の委員さんから、後のディスカッションの中
で適宜ご紹介なり補足していただくということでよろしいですか。早
速ですが、議事に入りたいと思えます。素案の協議となっております
ので、よろしくお願ひしたいと思えます。

3. 議事

委 員：会議に入る前に、今日が、私たちが発言できる最後の会議かと思うの
ですが、事前に私たちの意見が反映された資料が送られてきています。
今日はこの4章からの審議となると思うのですが、今まで反映されて
きたものに対する審議はどうなるのかということが1点と、先ほど
パブリックコメントが2月10日からということで事務局から説明が
あり、これから皆さんがおっしゃった意見が反映されたものは私たち
が拝見できないのですが、やはり私としてはその前にはぜひ見たいと
思えます。

議 長：ありがとうございます。これからその進め方を皆さんにお諮りし
ようと思ったところだったのでありがとうございます。全部で3編あ
って、I編からII編の3章までご意見をいただいています。それで、
今日は第I編からII編の3章まで、皆さま方の意見を踏まえて事務局
で変更した箇所についてまず説明をさせていただきたいと思えます。その後、
II編の4章からということで、前回と同じようにご意見を伺って、改
めて最後に、先ほどお話があった変更箇所も含めて全体をご議論いた
だきたいと考えておりますが、皆さま方よろしいでしょうか。ありが
とうございます。それから2点目については、私の理解ではパブリッ
クコメントを踏まえてもう一度ここで、検討作業があると思えます。
ですからパブリックコメントを踏まえてなされたものをここで最終確
認する機会が、もう1回あります。また、委員の皆さまはどのタイミ
ングでパブコメに載せる素案を確認できるのか、事務局に説明いた
だきたいと思えます。

事務局：パブリックコメントを2月10日から予定しています。たぶん同時期になってしまうと思うのですが、皆さまのお手元に、素案を送付させていただきたいと考えております。時間的に見てそこが限界になってしまいますので、申し訳ないのですが、同じ時期ということでご理解いただければと思います。

議長：よろしいでしょうか。今説明をいただいたところなのですが、できれば今日最後にその辺りの確認方法などについても私からご提案したいと思っておりますので、その部分だけお含みおきの上今の質問への回答ということで受け止めていただけますか。それでは、協議方法をご理解いただきましたので、まずⅠ編からⅡ編の3章までの主な変更箇所について、事務局から説明をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

事務局： 《資料に基づき説明》

- ・第Ⅰ編「計画の基本的な考え方」、第Ⅱ編「施策 第3章 教育・育成の充実」までの主な変更箇所

《補足説明》

- ・アンダーライン部分が変更箇所。
- ・第Ⅰ編「計画の基本的な考え方」についての3ページの1行目と下から2行目に「分け隔てられることなく」という文言を追加している。
- ・5ページ「計画の対象者」の図を、よりシンプルなものとした。
- ・17ページにアンケート調査を実施した旨の説明をしている。
- ・22ページ「補完性の原則」の図で、それぞれが有機的な連携と協働でつながっているというイメージのものとし、「本計画における自助・共助・公助と補完性の原則について」という説明を一番下に加えた。
- ・25ページ2の「目標」の部分で、権利擁護について触れている。またその下の3つの目標について修正を加えた。
- ・28ページの「施策の体系」図で、目標の1、2、3について、それぞれがすべての基本方針、施策にかかるということから、目標と基本方針をつなぐ線をすべてつなぐ形で修正した。
- ・第Ⅱ編30ページで、アンケート調査、関係団体ヒアリング調査の結果から抜粋したものを参考として掲載した旨の説明を加えた。
- ・各章の「ヒアリング結果から読み取れる傾向」となっていたも

のを「ヒアリング結果から読み取れた課題」に修正した。

・51 ページの(1)-1「訪問事業の充実」という部分で、訪問看護についての内容を加えた。

・56 ページ、9行目で、普通学級で学んでいる子どもたちについても明記するため、「普通学級の在籍、そして」という文言を加えた。

議長：ありがとうございます。修正案ということでご説明いただきましたので、また委員の皆さま方からはさらにその部分にご意見やご質問があるかもしれませんが、それは後ほど第Ⅱ編の4章以降を議論した上で、また立ち返って確認、あるいはご意見をちょうだいしたいと思います。それでは、前回からの続きになりますが、第Ⅱ編第4章「雇用・就業の確保」について皆さまからご質問・ご意見いただきたいと思ひます。はい、お願いします。

委員：逆戻りしてしまつて大変恐縮なのですが、68 ページの「保育所における受け入れの推進と内容の充実」というところで、ヒアリングをまとめた資料が前に送付されてきたのですが、私はヒアリングの際に、できれば年中・年長からの障がい児枠を増やしてほしいと発言したのですが、資料には「0歳児枠からの障がい児枠を増やしてほしい」と書かれていて、できればそこを訂正して、ご検討いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長：はい、今のところは3章のところですので、ご意見として伺つて、後ほど4章以降の議論が済み、今までの意見を反映した訂正案の議論のところ意見として確認をさせていただくということで進めさせていただきます。ありがとうございます。では、4章の部分になりますけれども、改めて委員の皆さま方いかがでしょうか。

委員：先ほど配っていただいた意見書でも書かせていただいたのですが、72 ページの「雇用・就業の確保」という箇所の「現況と課題」の下から4段目の「活動支援センターでは、障がい者が地域社会の中で自立に向け、生産活動や創作的活動を行いながら社会復帰できるように支援」という部分の、社会復帰という言葉に引っかかりがあります。「社会復帰」とすると働いてない人が社会に参加していないように聞こえてしまうので、これは言葉を換えていただきたい。

議長：はい、ありがとうございます。さらにいかがでしょうか。

委員：進め方の関係で事務局にもう1回確認しておきたいのですが、4章のところを見ておりますと、主な事業のところ全部空欄になっております。ということは、本来ここには目標数値を含めて書かれるのがし

かるべきだと思うのですが、そこについてはパブコメの時点まで分からないのか、また事業目標数値等についてはどの段階で書き込まれるのかということについて、説明しておいたほうがよいと思います。

議 長：では事務局からご説明お願いできますでしょうか。

事務局：はい、現状主な事業のところは空欄になっています。この空欄の部分は、目標値等を関係各課に立てていただいておりますが、全部まとまっていらないのが実情であります。それをいきなりパブコメに出して市民の方に見ていただくという形にはなるのですが、その前に庁内の策定委員会に載せたものを提出して、そこで載せるべきかどうかを判断した後、パブリックコメントにかけていくということになります。先ほどもパブコメの資料を、同時期になってしまいますが皆さまの手に届けたいとお伝えしましたが、そのときに皆さまには初めてご覧いただくということになってしまい、誠に申し訳なく思っています。

議 長：事業の、例えばどういう事業がここに提示されるか、その事業がどういう数値を持っていくかというところは、今の段階では結論が出ていないということなので、私たちが協議の対象にできるのは、文章化されたところの考え方であるとか、あるいはそこが示す方向性というものを確認することだと思います。各課から出た主な事業と整合性がついているかどうかというところは何らかの方法で確認をしなければならないとは思っているのですが、今はそれはなしで、その文章の部分でご協議いただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

委 員：まず、先ほどお配りした意見書なのですが、今まで勉強会を開いた際の意見と、本会議で出された意見をもとに作りました。委員さんには事前にお配りして、それに対するコメントもいただきました。それで、私たちになりに分かりやすい言葉で、こうしてほしいということをまとめたので、パブリックコメントが目前ということなのですが、ぜひ参考にしてほしいと思います。また、74 ページに「越谷市障がい者就労訓練施設しらこぼとの充実」と「指定障がい者福祉サービス事業所しらこぼとの充実」という箇所があるのですが、これはあとに一応説明が書いてあるのですが、何が違うのかが分かりません。あと、75 ページの「市関連業務における就業機会の拡大」ということで、多様な障がい者雇用のあり方と書いてあるのですが、これはフルタイムということでもなく、短時間労働も含めて考えてほしいと思います。また、ジョブコーチやトライアル雇用の「障がい者白書」から引用した図があると思うのですが、越谷市は独自で地域適応支援事業等も行って、その独自でやっているものの「図」が就労支援センター等

の関係で色々あると思うので、越谷独自のものを載せてほしいと思います。

議長：ありがとうございました。ご提出がありました意見書については、委員の皆さまもこれを参考にいただき、また違う見解があるのであれば、ご議論の材料にさせていただきたいという趣旨だったと思います。それと、しらこぼとを巡る位置づけと、74ページの図の説明ということで、ご質問があった部分についてご回答いただけますでしょうか。

事務局：「障がい者就労訓練施設しらこぼと」と、「指定障がい福祉サービス事業所しらこぼと」の違いなのですが、この4月にオープンするという事でこれまで何回かご説明をさせていただいた施設、その施設の名称がこの(1)-4の「越谷市障がい者就労訓練施設しらこぼと」です。その中に、今現在越谷市立しらこぼと職業センターがあり、それは今、知的障がい者の通所授産施設です。その機能を障がい者自立支援法に基づく障がい福祉サービス事業所に移行します。移行と同時に、今ご説明をした就労訓練施設しらこぼとの中にその機能を移設します。そのしらこぼとが移設する、移行する部分の名称が「指定障がい福祉サービス事業所しらこぼと」です。ですから、「指定障がい福祉サービス事業所しらこぼと」と言っているのは、今の段階では越谷市立しらこぼと職業センターのことを指しています。イメージ的に言うと、中央市民会館の中に「こぼと館」があります。中央市民会館の中には、こぼと館をはじめいろんなものが入っていると思います。その中央市民会館という建物の名称に当たるのが、「障がい者就労訓練施設しらこぼと」、ですから建物全体を指しています。そして、「指定障がい福祉サービス事業所しらこぼと」というのはその中の一部、中央市民会館の中の「こぼと館」と同じと考えてください。今までの市立しらこぼと職業センターについては、4月以降は、「指定障がい福祉サービス事業所しらこぼと」という名称で、就労移行支援事業と就労継続支援事業B型の事業所として運営していきます。あの建物については、今までの「しらこ」の機能だけではなく、移設することと併せて、生活相談やその他の就労訓練等の付加機能を設けるということでご説明をさせていただいています。ですから、あの建物の中では、今のしらこぼと職業センターをただ単に新体系に移行しただけではない、ということでご理解をいただきたいと思います。その付加機能の部分を含めて充実しますといっているのが(1)-4で、今のしらこぼとから移設する部分以外のスペースとしてふれあいコーナーや、ホール等を設けています。それだけでなく、中庭や屋外のスペースも使って、今までのし

らこから移る機能だけではないものを就労訓練の一環としてやっていきたいと考えております。その就労訓練しらこぼとでやることは、いわゆる今のしらこぼと職業センターの話だけではなく、市内の障がい者施設の就労訓練の向上のためにも何らかの形で使っていきたいと思います。ということイメージしておりますので、そういった部分の充実ということ（１）－４を入れております。（２）－３については、単純に今のしらこぼと職業センターの部分の充実ということで区別をしておりますので、ご理解をいただければと思います。

議長：はい、ありがとうございます。補足する形になるのですが、今ご説明いただいたようなことであるならば、余計に越谷市としては、障がい者就労支援の全体像にスペースを割いたほうがよく、全体像が見え、地域的支援事業がどんな位置づけか、というほうが、越谷市の独自さが出て理解しやすいかと思えます。

委員：すみません。やはり分かりづらいので、これを見る際は、こういった説明もなく見る人が多いので、もう少し分かりやすく書いてほしいと思います。

議長：ありがとうございます。４章につきましては、さらにいかがでしょうか。はい、お願いします。

委員：75 ページの「市関連業務における就業機会の拡大」というところで、私は行政書士をやっておりまして、30 ぐらいの特定非営利活動法人（NPO 法人）を立ち上げるのに職業として関わっているのですが、その中で埼玉県の北部のある市は、障がい者ではなくて健常者で引きこもりの方を就労へ導く事業を行い、NPO 法人が市から仕事をもらい、就労に導いていくことに成功しています。越谷市も、障がい者雇用のあり方の中に、直接市が臨時職員として雇用はできないけれども、一旦 NPO 法人に仕事を委託する形で、NPO 法人が個々の相談者等を調整する形で、雇用の機会が生まれるのではないかと思うので、ご検討願いたいと思います。

議長：はい、では、それはご意見ということで、ここに明記となると、なかなか難しいところがあるかもしれませんが、方法の一つとして検討していただくということによろしいですか。

委員：できれば「NPO 法人等を含めて」等の文言を加えていただけたらいいかと思えます。

議長：そうですね、ダイレクトに NPO 法人と明記するのは、難しいかもしれませんが、ただ、そのコンセプトとしては分からなくはないので、それをどのように表現するかというご意見として受け止めさせていただ

きたいと思います。他はよろしいでしょうか。

委員：79 ページに「授産品の販路拡大」ということで、「市役所等での展示・紹介」と書いてあります。本会議が始まった当初に言ったのですが、私が勤めているデイケアでは、授産品を作れない重度の障がいの人がいます。しかし、物を売ること等を仕事にしていますので、その紹介というよりも市役所等を含めて公共施設での販売スペースの確保ということをお願いしたいと思います。今はグループワークということで行くつかの施設で草むしり等をしているのですが、どこの団体にも所属のない人がその施設まで行って、その施設の人が送迎をして取り組んでいます。連携も取れています。やはり、作れない人でも売ることによって十分社会参加ができますので、ぜひ公共施設に例えば販売スペースの確保ということも入れてほしいと思います。

議長：ありがとうございます。さらに、よろしいでしょうか。では、また、後ほどの全体を振り返る中で意見を出していただいても結構でございますので、第4章については以上とさせていただきます。第5章「生活支援サービスの充実」について、ご意見も多々あろうかと思っておりますので、こちらに入りたいと思います。はい、お願いします。

委員：87 ページの「地域自立支援協議会の充実」で、最後のところで「トータル的なケアマネジメント体制の充実を図ります」とありますが、この文言が適切か分からないので、この辺りについてご検討いただいたほうがいいかと思っております。

議長：はい、お願いします。

委員：同じ「地域自立支援協議会の充実」のところで、今行われている自立支援協議会の構成メンバーに、当事者が少ないという話を聞きました。エンパワメントということ掲げているので、やはり各障がいの当事者等を含めた構成メンバーにしてほしいと思います。

議長：それは、地域自立支援協議会の推進をする中で、構成員の検討等をしてほしいという意見でよろしいでしょうか。はい、さらにいかがでしょうか。

委員：89 ページに移動支援についてですが、視覚障がい者は移動ができませんので、移動障がいというのがもっとも大きな障がいです。特に土曜日なのですが、土曜は全くそういう人がいませんので、社会参加がなかなか難しいです。そのようなことがあり、支援費のほうの事業所のヘルパーさんに頼んでも、土曜日に対応できる人たちは非常に少ない。ですから、主に色々な集いであるとか展示会等がありますがけれども、これが全く社会参加を促進するに至っていないというのが現状で

す。さらに、その支援費を使うに至っては、そういう制度があるということすら知り得ない人が多いので、私どもの施設や協会でも、必死に情報の発信をしておりますが、充実する、常備するということではなくて、具体的にどうしたらいいかということを考えていただきたい。多くの視覚障がい者から社会参加ができない、移動支援の機能ができていない、との声が出ております。具体策を考えなければいけないと思うのですが、いかがでしょうか。

議長：はい、ありがとうございました。事業の周知や協定事業者の拡大を図るというだけではなく、どうすれば事業の周知が促進できるのかというところも含めて、検討あるいは表現していくべきだというお考えでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

委員：一つ教えてほしいのですが、こちらの移動支援のところと、110ページのところで「移動介護の充実」、その中の(2)-1で「視覚障がい者の方の移動支援の充実」、(2)-2で「全身性障がい者・重度知的障がい者の移動介護の充実」という記載があります。前の章は多分自立支援法の絡みのものをピックアップしたということで、それに該当するものを並べているのでしょうかけれども、はたから見ると重なったようなものがあるので、再掲にする等、工夫していただいたほうが良いと思います。市民が分かるような書き方をしないと、役所が勝手に作っていると言われてしまいますので。もう一つ、移動支援のところで、学童期の学校の送り迎えで、保護者の方が病気等になられたときに学校に連れて行ってくれる人がいないということで悩まれる方はいらっしゃるのではないかと思います。例えば横浜の場合は、予算枠外で、自立支援法等ではなく、ガイドボランティア的な位置付けでそのような団体に委託しているということがあります。保護者の方にとっては切実な悩みだと思いますので、国のものだけではなく、プラスアルファも検討しておいたほうがよいのではないかと思います。

議長：はい、ありがとうございました。同じ事業が色々な項目で繰り返し出てくるので、そのときには再掲ということが出るのではないかと思います。さらにいかがでしょうか。

委員：88 ページに「日常生活用具給付事業の充実」というのがあります。これも再掲になるかもしれませんが、同じ章の92 ページに「福祉機器等の利用促進」というのがあって、「補装具の利用促進」というのがあります。脳性まひの方等の言語障がいの方には給付があるトーキングエイドについて、これは自閉症で有効な方がいらしても、なかなか自費で買うしかないというのが実情です。10 万円以上するものなので、

親にはそこまで費用をかけられないということがあります。越谷特別支援学校で使わなくなったものをもらってそれを授業で使っていると小学校の先生がおっしゃっていましたが、コミュニケーションの手段として大変有効なものなので、これをどうにか、この「日常生活用具給付事業の充実」というところに入らなければ、「補装具の利用促進」のところにも入れて頂くといった検討をしてほしいと思います。もう1点、93 ページ(3)-3の「福祉機器の貸与の充実」という箇所、ここには車いすしか入っていないので、「福祉機器の貸与の充実」というなら、車いすに限らないで入れていただくとうれしいです。

議長：はい、ありがとうございます。お願いします。

委員：この辺りのサービスなのですが、自立支援法のサービスでやっているものなのか、それとも生活サポートでやっているものなのか、その説明が全然ないので、混同してしまうのだと思います。そこまで丁寧に書いてあげないと分からないのではないかと思います。

議長：ありがとうございます。補装具は、自立支援給付でありますし、日常生活用具は市町村の地域生活支援事業、独自の事業ということになりますので、全体として見渡す場合には、なかなかそれを全部制度ごとに組み立てていくということが本当にいいかどうかということもあろうかと思うのですが、どのような使い勝手があるかというところは説明を加えてもいいのかもしれないですね。だから、ここを通して感じるのは、どうしても強調したいところ、新しい考え方などは結構丁寧に教科書的に脚注がちゃんとあるのですが、そうでないところがどうしても、説明が足りていない。できるだけ多くの市民の方がこのことを知って、身近にみんなの問題だと考えていただくように、説明を加えるポイントも、通して見ていく必要があるかと思います。他はよろしいでしょうか。はい、お願いします。

委員：意見書を見ますと、93 ページの「社会福祉協議会が行う福祉機器（車いすを削除）の貸与事業を推進し、利用を促進します。」ということで、車いすを削除するという案が出ていたのですが、今現在、社協としては、車いすと車以外の貸し出しをやっておりません。その福祉機器というのはどこまでをいうのかお尋ねしたいと思います。

議長：では、これはご質問ということでございますので、事務局でご回答いただけますでしょうか。

事務局：93 ページで「社会福祉協議会が行う福祉機器」、この福祉機器の表現はかっこ書きにもありますとおり、社協で貸し出しを行っている車いすを念頭に置いております。

議 長：はい。ということは車いすだけということですよ。そうすると、「車いすの貸与事業を推進し」と書いたほうが正直な気がするし、そうでなくて福祉機器全体の貸与ということを充実していくのであれば、どういう福祉機器が、ここで今トーキングエイドがそこに入るかどうかということは別にしても、どのようなニーズがあるのかを把握しながら福祉機器全体の貸与事業の推進を行います等の表現にしたほうがよいのではないかと思います。

委 員：車いすはお客様の方からいただいたものによって、だんだんと増えてきたけど、足りないぐらいです。あとは車いすを載せたふれあい号とか、どこまで社協がやるかどうかということなのですよ。

委 員：私もそのとおりだと思います。やはり福祉機器と書くならば、ニーズについて調査して、車いすだけでなく、使いたいけども自分には合っているかどうか分からないということも含めて、その貸与の幅を広げてほしいと思います。

議 長：きちんとした現状を把握し、それで市民の善意にこれからも期待するのであれば、そのような書き方も必要になるかもしれませんので、これだけが福祉機器1本で大きなウエートを占めているような印象にならないように、気をつけていく必要があると思います。それでは誠に勝手なのですが、5分間休憩をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

休憩 14：10

開議 14：16

議 長：それでは、生活支援サービスの充実でさらにございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。では第6章「生活環境の整備充実」についてご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。はい、お願いします。

委 員：106 ページの「歩行空間の整備」というところで、「歩道の整備」とあります。車いすユーザーの知人に、歩行空間ができた道があるが、安全に車いすで通ることができるようになりましたかと聞いたら、道路が山並みになっていますから、せっかくブロックになったのにとでも使いつらく、結局、車の走るところを移動していると言われました。やはり歩道の整備にしても、歩行者もいますし、視覚障がいの方もいますし、色々な方がいるので、使う人のことをもっと配慮していただきたいと思います。

議長：はい、ありがとうございます。さらにいかがでしょうか。

委員：110ページの「全身性障がい者・重度知的障がい者の移動介護の充実」のところで、やはりこの全身性と知的の程度というのは、越谷市独自の制度だと思います。この全身性と知的障がいに、視覚障がい者の方も加えていただきたいと思います。土日等使いたいときに、なかなかサポートしてくださる方が見つからないとおっしゃっていたのですが、この制度は資格がなく、自分の知り合いであれば、登録してもらって、その人と直接のやり取りでお願いできるという制度なので、私たちはすごく助かっています。視覚障がいの人も同じだと思うので、付け加えてほしいと思います。

議長：はい、ありがとうございます。さらにいかがでしょうか。

委員：今の意見にあったとおりで、視覚障害の移動支援に使える時間は非常に制限がありまして、例えば会議に出ます、それから勉強会に出ます、出るときに送迎だけなのですね。中抜きされますと、視覚障がいの人は手渡されたものにどんなことが書かれているか、それからこの室内はどういう状況であるか、トイレにも行きますし、大変不便をしております。非常に社会参加がしにくい、安全で安心できる社会参加にはならない、というのが現実です。そこの見直しもやっていただきたいです。それから、ほとんどの視覚障がいの人が実は支援費というのは使っておりません。また、自助・共助・公助にしてもやはり当事者のニーズをしっかりとつかまないと、いくら考えて制度を検討・充実しますといっても、ニーズとずれては絵に描いた餅以下になりますので、ニーズをしっかりと皆さんに聞くには、他市町村がやっております市長と当事者の人たちが話をする場を設けていただきたいと思います。それからバリアフリーの委員会で道路の整備、特に視覚障がい者では誘導ブロックの設置等に携わっております。先日、ホームから転落して亡くなられた方がいまして、非常に視覚障がいの人多いのですが、今回JRはすべてのホームの誘導ブロックの敷設を、安全性をもっと考えやり直すという回答があって、すぐに実施されるという。今、駅前の再開発については私たち当事者の声をしっかりと聞き入れてくださっています。これは本当にありがたくて、できあがるのが楽しみでもありますけれども、誘導ブロックの破損についてどこに電話したらいいのか、どこに言ったらいいのかというのがはっきりしませんし、その辺りの周知ができてないということが、現実にありますので、その辺りも何かしら工夫が必要かと思います。

議長：はい、ありがとうございます。さらにいかがでしょうか。

委員：知的の障がいのある人たちの移動支援も、もう少し柔軟性がほしいと思います。自立支援法の中の移動支援は、月何時間という支給時間をいただくのですが、例えば10時間をAという事業者で契約します。そして、Bという事業者であと2時間契約すると、最初のAという事業者で移動支援をキャンセルした場合には、そのAの事業者で使えば使いきれますが、そちらが対応できなかつたときにBの事業者でその余った時間を使うことはできません。そういうことでは、もっと柔軟性がほしいと思います。あと使い勝手の問題ですが、例えば美術館に行きたいと言ったらこれは使えるのですかと言ったら、それは使えませんが、入り口までと言われました。入り口まで行って、その先はどうしたらいいのかと聞いたら、市役所の方には、それはそちらの施設が対応すべき問題で、移動支援を使われたら困ると言われました。前の意見で「中抜き」とおっしゃっていましたが、そこで離されても家に帰ってくることも、楽しむこともできないわけです。次の章で、スポーツや文化への参加を推進するということを書かれているならば、その辺の使い勝手、例えばそれに代わるもの等、柔軟性を持ったことを考えていただきたいと思います。充実という言葉を使うなら、中身もきちんと検討してくださいと言いたいです。

議長：はい、ありがとうございます。さらにいかがでしょうか。

委員：私も実は精神性障がい者介護派遣事業の適用になる一人です。実際に申請しようとしても、自分でその人を見つけなくてはいけない制度なのですが、やっと見つけたと思ったら、ヘルパー資格がないと6カ月間研修期間を置かなければダメだと。それで6カ月間ただでやってもらうのも悪いし、結局そのような制度があっても、使いにくいということで、もう少し柔軟な対応をしていただいてもよいのではないかと思います。それから、歩道の段差についても、せんげん台の東口では手動式の車いすだと、誰か補助者が付いていることを前提としなければとても上れないような傾斜の角度があり、そういうところもあくまでも補助者が付いていなくても使えるような形にしていきたいと思います。公共施設の、例えば越谷コミュニティーセンターの入り口のスロープなどは、とてもこれ一人では上がれない。そういうところもう少し、補助者が付いていないことを前提として考えていただきたいと思います。

議長：はい、ありがとうございます。さらに、よろしいでしょうか。それでは、7章を議論いただいて、先ほどの修正案も含めて、全体を振り返ってまいりたいと思います。「文化・スポーツ・まちづくり活動への参

加の促進」の部分であります。ご意見ある委員さん、ご発言をお願いしたいと思います。はい、お願いします。

委員：新しい素案では、「文化・スポーツ・まちづくり活動への参加の促進」ではなくて、「生涯学習環境の整備」と変わっていたと思うのですが、例えば、知的な障がいのある人たちは、障がいが重いと親がサポートをします。家族がサポートをせざるを得ません。働いている知的障がいのある人たちは、休みをどう過ごすかということに関しては、なかなか自分たちで友だちの輪を広げられない人たちで、コーディネートする役の人がいないと、やはり友だちの輪がなかなか作れない人たちが多くのように思います。それで、友だちの輪に入らなくても結構それなりにみんなやっています。それなりに楽しみながら、自分たちの生活をしているのが事実です。でも、そうではなくて、友だちがいるのかというと、いません。話をしだすと止まらないぐらい、色々な話をしてくれます。彼にもやはりそういう場が必要だろうと、いつも思っています。こぼと館で青年クラブというのがあります。しかし、人数も制限もあり、すべての人が入れるわけでもありません。その内容的には人としての成長というものを支えるものであるかどうかということで、レクリエーションをし、それは行っている人たちはみんな楽しみに通っているのも知っていますけれども、そのような仕組みがやはり必要だろうと思っています。余暇も大事にしていかなければ、働き続けるということはなかなか困難ですし、知的障がいのある人たちが困ったことがあったら、どこに相談しにいけばいいのかということに関しても、その地域の人たちがその人の困っていることが分かれば繋ぐこともできます。就労支援センターに登録している人は大体そこに行くようです。けれども、土日は空いていませんし、生活支援センターのばおにもよく顔を出してはいるようですけれども、知的な障がいの人たちを地域で見守っていくものがあたらいいなといつも思っています。町でおせっかいおばさんというスタンスでやっているの、かなりの知的な障がいの人たちと知り合ってきましたが、一人では本当に小さなことしかできませんので、どうか考えていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

議長：はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。では、ここでⅡ編は区切りまして、最後Ⅲ編をご協議いただき、残りの時間で全体の修正案を含めた振り返りをしていきたいと思っています。「計画の推進に向けて」の部分でございますが、いかがでしょうか。

委員：第Ⅲ編の130ページ、「職員研修等の充実」のところ、障がい者の

各種相談の窓口として」ということで、うちの息子は児童福祉課になるのですけれども、そこでケースワーカーが相談窓口となってくださっております。私たち親子の生活をすべて導いてくれた、サポートして下さったのは、担当のケースワーカーだと、本当に感謝しております。それとは別に、今年、あるケースワーカーが他の部署へ異動になりました。本当に親身になって、自分の子どもが障がい児であったならばという姿勢で対応して下さるケースワーカーで、息子の担当ではなかったのですが、そのケースワーカーが異動になって、担当だった親御さんたちは、すごく不安でした。そこで署名運動をしまして、市に陳情書を提出させていただきました。署名を集めようと動きはじめたのが11月1日で、20日間余りなのですけれども、そのケースワーカーの復職を要望する方の署名を集めさせていただきました。数で言うと300名余りだったのですが、市からのご回答で、「越谷市につきましては組織の活性化、さらにはさまざまな部署を経験することによる市職員としてのスキルアップ等の観点から概ね4年のサイクルで職員の人事異動、配置転換を行うこととしており、その職員の復職の要望に添うことは不可能でございます」と、書面でいただきました。ケースワーカーというのは確かに市の職員の一人であると思いますが、相談窓口として多様化する障がい者のニーズに的確に対応するためにと書いてくださるのであれば、数年のサイクルと言わず、市の職員と言うよりもケースワーカーとして福祉課に常にいてくださる方がいると、障がいを持った子を持つ親としては数段うれしいです。

議長：はい、ありがとうございます。職員研修、人材の養成・確保の問題に絡めてのご意見ということでのご発言だったと思います。

委員：131ページの「障害者施策推進協議会の設置」のところの、下から4行目「本協議会は」というところからが、今回新しく付け加えられた文なのですが、これの理由を知りたいと思います。また私の意見としては、意見を聴取する場に加えて協議する場、審議する場であると思いますので、意見書にも書いてありますが、こちらもお願いしたいと思います。ここに「計画の進捗および評価などを行い、施策の推進を図ります」と書かれています。やはり進捗と評価ということは大事なことなので、これからもよろしくお願いしたいと思います。

議長：最初の部分のご質問のところは、事務局いかがでしょうか。

事務局：この「本協議会は」からですが、この施策推進協議会の性格をここで申し上げさせていただいております。この性格というのはどこから来ているかと申しますと、ここにも書いてありますが、障害者基本法で

す。障害者基本法の中で条例によって施策推進協議会を置くことができるという定めがあります。現在協議していただいている障がい者計画は、同じく障害者基本法の中に、障害者基本計画を定めるに当たっては、その条例で施策推進協議会を置いている市町村は、意見を聞かなければいけないという定めがあるかと思います。それをそのままここに書かせていただいているという状況です。

議長：はい、よろしいでしょうか。

委員：131 ページの障害者施策推進協議会のところで「さまざまな立場、見地から意見を聴取する場として」というのは聴取というのではなくて協議するという言葉のほうが、協議会という意味に合うかと思います。意見を交換して協議する場にしていただきたいと思います。

議長：はい、ありがとうございます。それではですね、時間があと5分になりました。それで、一応Ⅰ編からⅢ編まですべてご意見を伺ったということと、それからまた残りが非常に厳しいのですが、修正案についてさらにご意見があれば伺いたいのですが、時間が迫っております。それで、私としてはですね、今日特に修正案について、これだけということがあれば、お一人お二人伺いたいと思いますが、その上でご提案であります。先ほど冒頭にお話がありましたように、2月10日からパブリックコメントにかける予定であります。そうしますと1カ月間はパブリックコメントで意見聴取期間になりますので、3月11日までパブリックコメントが集められることになります。そうしますと、年度内の予定を考えますと、後で事務局からご提案あると思いますけれども、3月の末にこの委員会で確認をしなければいけないということで、実質的にはそこが本当の最後ということになります。そこで、今日まだ意見としてお出しできなかった部分についてはですね、パブリックコメントは10日ですから、7日ぐらいには市役所でも策定委員会で検討されなければいけないと思いますので、7日ぐらいまでに、ご意見をさらにファックスでもメールでも色々な形でお寄せいただくとともに、パブリックコメントにかける文案については、私の進行が悪く、皆さんに十分なお審議の時間がなかったことも踏まえ、私に責任を持たせていただければと思っております。もちろんパブリックコメントに出たからといって、それが決定ではありませんので、同時進行で皆さま方からも意見を出していただきますが、少なくともパブリックコメントに出る案については、さっきお送りいただくということはお約束いただいておりますが、それを見てさらに出る前に意見を言うっていうのは、時間的には難しいと思いますので、そこは私

にご一任いただければということをおわせてご提案をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。あと残りの時間、もし修正案についてあれば、ご意見いただきたいと思います。時間があまりありませんので、できるだけコンパクトにお願いできれば助かります。

委員：修正案 26 ページの 4 「雇用・就業の確保」というところで、「多様な働き方」を入れてくださいということを入れていただけているのですが、「確保・充実を図る等」というのではなくて、確保・充実はもちろんですが、イコールではないわけですから、等という言葉ではなく、「共に多様な働き方を支援する基盤となる障害者の生活支援に努めます」と言葉を変えていただきたいというのが 1 点です。それと、67 ページ「関係機関との連携強化」の中に、障がい児保育として入居している乳幼児に対して療育を目的として「こぼと館」ということが書かれていますが、これはこぼと館の中に言葉の治療教室は現在入っていますけれども、こぼと館と書いてしまうと間違ってしまうのではないかと思うので、訂正が必要だろうと思います。以上です。

議長：ありがとうございます。お願いします。

委員：全体を通してですが、やはり障がいのある人もない人も分け隔てられることなくということは、常に入れてほしいと思います。その後にその地域で育つ、働くということも入れてほしいと思います。あと、補完性の原則のところ、やはりこれは分からないです。一応、自助・共助・公助の補完性の原則の説明ありますが、この文を見ていると、私たちは自分でできることもしていないのかなという感じに取れます。私は養護学校卒業ですが、養護学校にいるときから自分でできることは自分でしようということは、ずっと言われてきました。それで、そのことをまた改めてここに書かれるのはちょっとおかしいというか、納得できません。自助のところ、自分でできることは自分でということは直っておらず、何故この文章を載せたのかが知りたいです。もう一つなのですが、前回指摘した、集団保育が可能などという箇所が直っていないで、ノーマライゼーションの理念等大切なところが削られていて、少しびっくりしました。

議長：はい、ありがとうございます。それでは、まだご意見あるかと思いますが、先ほどお話をさせていただいた方法で、できるだけ私も、委員の皆さま方に共通する思いを、責任を持って、事務局の方と調整し、パブリックコメント案のところに関与してまいりたいということをお約束して、一旦、今日の議事については終了させていただきたいと思

います。それで、皆さんお引き止めして申し訳ないのですが、私自身が今日3時で時間的厳しいので、もし同様のお立場の方がいらっしゃったらどうぞということで、大変申し訳ないのですが失礼をして、副会長に譲りたいと思います。

議長：では、進行を代わらせていただきます。それでは、もう少しだけお付き合いください。ここは重要なところなので、皆さまお付き合いいただいて申し訳ないのですが、ここだけは言うておきたいということは言うてください。どうぞ。

委員：医療と介護の現場を見ていますと、本当に皆さんよく動いてやっているとと思うのですが、中には介護を受ける人で、だんだんと色々なことをされていると自分ではしなくなってしまうと、結局自分では何もできなくなってしまう高齢者の方もいらっしゃいます。また、一般の人でも、仕事をしていた人が退職して、何もしなくなったら、手足が動かなくなって、リハビリを半年ぐらいしてやっと歩けるようになった人もいます。だから皆さんは、ここに来られていることも含めて、自分で自立できることをやっていると思うのですが、中には勘違いして、だんだんと自分でできなくなってしまう人もいるから、個人的には、やはり自分でできることはしましよという一文を入れておくという事は非常に大事な事ではないかと思ひます。

議長：はい、今大切なところですよ。ご発言なさっていない方もいらっしゃると思ひますので、ぜひおっしゃっていつてください。どうぞ、はい。

委員：生活支援の地域ネットワーク作り、ネットワークの構築というような意味合いのことだったと思ひのですが、ここで私ども視覚障がい、それから障がい児のすべてがそうなのですが、障がいがあることでできないことがはっきりと自分で分かります。ですからほとんどの人は、できることは自分でやろうとします。これは、自分が障がいのためではなく、動かないために廃用性になるということは決してあつてはならないとそれぞれが自覚していると思ひます。その中で、一つ気になるのは、障がいがあつてかつ独居の方です。この人たちをどうしていいか、「充実します」「検討します」という文言はしっかりありますが、ではどう充実していくのですか、どう検討していくのですかというところが、この一人暮らしの障がいがある方、この人たちに全然戻つていかないのですね。だからこのネットワーク作りがさらに機能するためには、何かもう一つ物足りないような気がして仕方がありませんので、その辺りをどこかにそのフレーズだけでも入れてもらいたいと思ひています。以上です。

議 長：はい、本当に切実なニーズについて、ご指摘いただきましてありがとうございます。他には何かありますでしょうか。

委 員：第Ⅲ編の130ページの「オンブズパーソン制度」というのは、現在は機能しているのでしょうか。

議 長：すみません、皆さまもお時間があると思いますので、15分ぐらいまでが延長の限度かと思っております。市の方も冒頭で皆さまに丁寧に謝罪なさって、真摯な姿勢をお見せになったと思っておりますが、最後にやはりきちんとしたものを仕上げるために、やれるところはやっておきたいと思っております。では、そのオンブズパーソンについて、確か事業報告の中ですごく件数が少なかったというのがありましたよね。そういったところではいかがなものなんでしょうかという。逆に言うと過去の報告を踏まえて、これに対してどういうテコ入れをしていくのかということですよ。はい、お願いします。

事務局：オンブズパーソン制度の関係でございますが、児童福祉課長にも伺ったのですが、機能はもちろんしており、福祉全般に関わるさまざまな苦情の処理をするのですが、障がい者の方の関係ですとか、それから児童福祉の関係はこのところないようです。皆さんそれぞれの方が直接、市の窓口にご意見等を言ってくださいますので、その中でお話を聞いています。今のところそれ以上の大きな課題になっているということはないと認識しております。

委 員：私が去年か一昨年ぐらいに、電動車いすの申請をしたら、車の運転ができるため、申請自体が却下されました。それで、上尾の更生相談に行く資格すらないと言われ、随分福祉課ともめました。ところがさいたま市では車の運転ができて電動車いすが補助になっている。越谷市はダメで、よほど市長を相手取って行政の不作為の訴訟を起こそうと思ったのですが、あまりにも市の福祉課の女の人がかawaiiそうになって、疲れてやめ、結局自費で買いました。裁判をするほどではないが、きちんと第三者的に審議していただければと思います。

事務局：今の電動車いすのお話ですが、さいたま市は政令市ですから、独自でさまざまな補装具の支給ができます。越谷市は、県の更生相談所の判断を受けなければ支給できません。それは県の更生相談所の判断が、そのような判断ですので、越谷市独自で車いすを出すようにしてほしいというご要望ということでお受けいたします。現在制度上の問題とご理解いただきたいと思います。

議 長：埼玉は出せないのですか。ごめんなさい、お時間の関係で、あともうお一方いらっしゃいますか。はい、お願いします。

委員：5ページの「計画の対象者」というところで、「すべての市民を対象とした」ということで書かれているのですが、そうした場合、下の図はいらないと思います。この図を挙げるのならば、障がい者の範囲で、「障がいがない方」というところを取ったほうが分かりやすいのではないかと思います。もう一点、21ページのライフステージの図で、ここは障がいを持っている人とそのことを図に表して、先ほども言ったように障がいのない人もすべての市民を対象としているのならば、この図からは障がいのない人のライフステージが読み取れないので、意見書に出した図をぜひ使っていただきたいと思います。以上です。

委員：第I編22ページの「補完性」のところで、補完性という言葉は、特に聞く人は、生活を最低限のラインに対して、それをこれだけ補うのだというイメージを持たれることが多いと思います。そうすると、補完性の原則ということにどこまでこだわる必要があるのかという疑問があり、補い合い高め合う等、別の表現を使ったほうがよいと思います。人間としてもっと豊かな生き方をさせていただきたいと、それをささやかながらサポートさせていただきたいという思いで書くのであれば、補完性と書いてしまうと言葉が独り歩きしてしまう可能性があるのではないかと考えております。また、3つの「助」の四角囲みのコラムの、「自助」というところで、自助は必要だと思うのですが、丸のところでは「自分でできることは自分で」と書いてあって、下のコラムのところでは「個人や家族による支え合い」とか書いてあり、これは矛盾しているのではないかと思います。もう一点、家族の方にどこまで委ねるべきなのかというのは、非常にデリケートな問題なので、整合性を取ったほうがよいのではないかと思います。また、下に説明が書いてありますが、書けば書くほど分かりにくいような気もいたしますので、お考えいただいたほうがよいと思います。あともう1点、学校の教育のところ、就学前の教育について書いてなくて、医療のところ、書いてある。ということですので、条件の再掲とする等ご検討いただいたほうがよいと思います。

議長：先ほどありましたように、何かというと、玄人の人は分かるでしょうが、一般市民の方はどういう整合性でやっているのか分かりにくいということがありますので、それらのところは一目見てわかりやすいよう、文言やレイアウトの工夫を誠実にしていただけるということをお願い申し上げまして、施策推進協議会では議論させていただいたということにさせていただければと思います。あとはパブコメに向けて7日までにもしご意見があれば出していただき、パブコメが終わった後、

一度また協議会があると思います。その日程等は後で事務局のほうから教えていただきたいと思いますと思いますが、合わせましてこれからの動き、それからその他連絡事項等につきまして、事務局からよろしく願い申し上げます。

事務局：はい、それではその他ということでご報告させていただきます。報告の前に、パブリックコメントの実施についてと、越谷市障がい児施設についての資料がございますので、配布させていただきたいと存じます。

議長：配布した2種類の資料があると思いますが、皆さまよろしいでしょうか。では説明をよろしく願いいたします。

事務局：まずパブリックコメントの実施についてご報告させていただきます。冒頭にもございましたが、2月10日から3月11日までの期間におきまして、「(仮称)越谷市障がい者計画」素案のパブリックコメントを実施し、広く皆さまからの素案に対するご意見をいただきたいと思いますと考えております。パブリックコメントにつきましては、30日以上期間を取ること、それから広報等で周知を図ることが決められておりますので、大変恐縮に存じますが、「広報こしがや2月1日号」、それから市のホームページにおきまして、パブリックコメント実施についての記事を掲載させていただいております。掲載の内容につきましては、2月10日から障害福祉課、児童福祉課、市内の各地区センター、こばと館、市のホームページにおきまして、計画の素案を閲覧することができるということ、それから意見の応募方法につきましては、2月10日から3月11日までにメールや郵送等で障害福祉課へお送りいただくか、各地区センターおよびこばと館に設置いたします意見箱に投函いただくこととなっております。ただ今配布をさせていただきました資料につきましては、ホームページに掲載している記事の写しとなっておりますので、ご参照いただきたいと思います。パブリックコメントについては以上でございますが、先ほどもお話がありましたように、2月7日ということ、できれば2月の7日の午後に庁内の策定委員会がございますので、午前中までにいただければと思いますが、2月7日午前中までにいただけるご意見につきましては、反映できるものにつきましては反映したものをパブリックコメントで公表する素案としたいと考えております。次回の会議につきましては、まずパブリックコメントが3月11日までとなっており、その後、パブリックコメントで出たご意見に対し、市の考え方を公表しなければなりませんので、その後となります。今のところ予定しておりますのが3月24日、1時ぐ

らいからを予定しております。事務局からは以上でございます。

事務局：続きまして、5分ほどお時間いただいて、配布しました越谷市障がい児施設の概要について説明をさせていただきます。まず事業の概要ですが、この事業は昭和46年4月に開園した知的障がい児通園施設みのり学園と、昭和51年4月に開園した肢体不自由児通園施設あけぼの学園の老朽化に伴う建て替えに合わせて、両施設を一体的に整備し、就学前の児童の発達治療を行うセンター的機能を有する施設とするものです。また、保健医療を教育機関等とのなおいっそうの連携を図って、障がい児が身近な地域で相談や療育等のサービスが受けられるよう支援を行うものです。建設予定地は、越谷市立病院の先、障がい者の施設の隣になりますが、越谷市大字増林5827番地1他、となります。敷地面積ですが、約6498平方メートル、建物につきましては鉄骨造りの平屋建てです。延べ床面積は1712.44平方メートルです。平成22年度につきましては、自主設計と雨水流出抑制施設の詳細設計を行いました。平成23年度につきましては、建設工事に入って、平成24年度末の完成を見込んでおります。なお平成24年度には本体工事の他に、雨水流出抑制施設、通称調節池と呼ばれておりますが、こちらの工事も予定しております。次に施設の規模について簡単にご説明いたします。大きく分けて3つの機能を備えております。一つが発達支援・家族支援機能です。その内容につきましては、通称、通所自立支援機能といたしまして、従来の知的障がい児通園施設と肢体不自由児通園施設の機能を併せ持つ形になります。また、児童デイサービス機能がございます。この児童デイサービスにつきましては、みのり学園やあけぼの学園に通園していない児童、就学前の児童でかつ養育を必要とする就学前の児童に対して障がい児の日常生活における基本的な動作の指導、および集団生活への適用訓練等を実施してまいりたいと考えております。なお現在実施しております早期療育教室や言葉の治療相談室についても、新たな施設を拠点として継続して実施してまいります。さらに、言語聴覚士による市内保育所への循環相談や、保健センターでの相談業務を引き続き行ってまいります。2つ目が相談支援機能でございます。発達の遅れが見られる児童を対象に施設内に総合相談窓口を設け、保健所等が母子保健との連携を図りながら相談支援を行ってまいりたいと考えております。3つ目は地域交流支援事業です。これは施設内のおもちゃ図書室を利用して交流を図るものでございます。通所している障がい児や在宅の障がい児を対象に、おもちゃの貸し出し等を行い、交流の機会を提供してまいりたいと考えております。対象

は限定されますが、地域に開かれた施設となるよう考えております。最後に施設の主な特色についてご説明いたします。1点目といたしましては新たな機能ですが、先ほどご説明いたしましたように児童デイサービスや相談支援機能、おもちゃ図書室があります。2点目といたしまして、厨房や屋外施設が環境に配慮した施設となっております。太陽光発電、屋上緑化、発光ダイオード(LED)照明、IH調理器、園庭の芝生化、駐車場の緑化ブロックなど、環境に配慮した施設となっております。その他といたしましては、療育で使用する部屋には床暖房、また施設内には22台の駐車場、40台の駐輪場を設けます。さらに遊水地を臨時駐車場として有効活用するなど、これまでさまざまな機会を通して保護者や庁内検討会議で出された意見を参考に、特色あるものとなっております。以上、簡単な説明ですがご意見・ご感想がございましたらよろしくお願いたします。

議長：この場で意見・感想を聞いたほうがよろしいですか。

事務局：時間も押していますので、3月末にもう一度会議がございますので、そのときにご意見・ご感想をいただければと思います。

4. 閉会

副会長：15分を目安でつい25分になってしまいました。本当に申し訳ございません。ただ本当に最後の話し合いの場でしたので、どこまで形になるかは別にして、皆さまのご意見をうけたまわられてよかったのではないかと考えております。では、最後になりますが、本当に皆さまがここまでおやりになってきたことに心から敬意を表したいと思っています。まだまだ未完成で、これから一歩でも前進しなければいけないという部分だと思いますが、今後ともどうぞよろしくお願いたします。今日は本当にどうもお疲れさまでございました。

以上